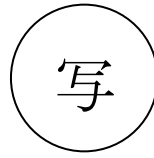


2019年8月21日

各部長



町田市長 石 阪 丈 一

令和2年度（2020年度）予算編成方針について（通知）

2020年度の予算編成にあたっては、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」及びその後期実行計画である「町田市5ヵ年計画17-21」を前提とし、「2020年度市政運営の基本的な考え方」及び本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 日本経済の状況と町田市の財政状況

(1) 日本経済の状況及び国の当面の経済財政運営

国は、積極的な経済対策等を強力に推進し広く展開したことにより、その成果が地域にも波及し、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めているとしている。その一方で、経済状況は、緩やかな回復を続けているものの、東京2020オリンピック・パラリンピックの終了後における需要の落ち込みに対する懸念や、輸出や生産に弱さが見られており、海外経済の動向等に十分注視していく必要があるとしている。

そのような中、国は、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い、より効率的で質の高い行政サービスへの転換を図るとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しするとしている。また、公共施設等の適正化として、長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じた公共施設の統廃合を推進するとしている。

(2) 町田市の財政状況と今後の見込み

現時点での2019年度の歳入の見込みでは、その大半を占める市税収入について、当初予算に計上した額を確保できる見込みであるが、これ以上の増収は期待できず、予断を許さない状況である。

2020年度の歳入において、市税収入では、個人市民税のほか、南町田グランベリーパークのまちびらきなどにより固定資産税等が2019年度予算を上回るものの、法人市民税は税制改正により大きく下回ることが見込まれ、市税収入全体においては、

2019年度予算とほぼ横ばいとなる見込みである。一方、歳出では、社会保障費が伸び、構造的収支不足が顕在している。さらには、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増加、消費税率の引上げによる影響の通年化に伴う経費の増加、循環型施設整備工事や野津田公園の陸上競技場観客席増設整備工事など、投資的経費の増加が見込まれていることに加え、引き続き、公共施設等の維持保全に適切な対応をしていかなければならないなど、歳出の増加傾向が続く見込みである。

このような厳しい財政状況を各部において職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。

2 基本方針

- (1) 2020年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた4つのまちづくり基本目標の実現を目指すため、「町田市5ヵ年計画17-21」の重点事業プランに位置付けられる事業とする。
- (2) 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針を受けて定めた「町田市5ヵ年計画17-21」の行政経営改革プランの柱である、市役所の生産性の向上と公共施設における行政サービス改革を推進する。
- (3) 「町田市5ヵ年計画17-21」における「財政見通し」では、2018年度から2021年度までの4年間で77億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。このような状況の中、重点事業プランを着実に実施するため、行政経営改革プランの経常事業費等の縮減及び市税徴収率の向上等の歳入増により、収支不足の解消を図る。
- (4) 「町田市5ヵ年計画17-21」の4年目にあたり、計画を着実に実施するため、施策立案や行政経営の基本的な考え方を示した「2020年度市政運営の基本的な考え方」（2019年7月31日付 市長通知）を念頭に予算編成を行う。

3 予算編成における具体的な取り組み

<全般的事項について>

- (1) 各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定すること。
- (2) 「町田市5ヵ年計画17-21」の具体化に向けた予算編成とするため、重点事業プラン、行政経営改革プランの取組項目について、その進捗状況及び課題を確認し、各年度の目標及び実施工程を精査したうえで、予算案を作成すること。
- (3) 「インセンティブ予算制度」を活用し、既存の概念にとらわれない先進的な取り

組みに果敢にチャレンジすること。（例えば、AIやRPA、ICTなどのテクノロジーの活用など）

また、ふるさと納税についても、「おうちでごはん」事業のような成功事例を参考にして「インセンティブ予算制度」を積極的に活用し、寄附者の賛同を得られる事業提案と、効果的な事業PRで寄附金額の向上につなげること。

- (4) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。
- (5) 公会計制度の事業マネジメントにおいては、事業の課題を明らかにすることにとどまらず、事業手法等を見直し、目標達成に向けた取り組みにつなげられるように、「課別・事業別行政評価シート」の様式を改善した。このことを踏まえ、事業マネジメントのPDCAを着実に実施し、事業手法等の見直し検討結果を予算案に反映させること。
- (6) 「受益者負担の適正化に関する基本方針」が2019年2月に改定されたことを踏まえ、使用料及び手数料、負担金等については、7月に算定した受益者負担割合の結果を基に対象や料金水準が適正であるかどうかを確認すること。そのうえで、適正な受益者負担割合に向けた取り組みを検討し、その内容を予算案へ確実に反映させること。
- (7) 2020年4月からの地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、歳入・歳出について、「2021年度までの各部の定数管理計画の変更調書、2020年度定数調書及び会計年度任用職員数要望調書の作成について（依頼）」（2019年6月25日付）に基づき、適正に予算案に反映させること。
- (8) シティプロモーション推進事業の一環である「まちだ〇ごと大作戦18-20」は、2020年度が最終年度であることから、これによって生まれた地域の盛り上がりと多くのつながりを、未来に残るレガシーとして維持するための取り組みを予算案に反映させること。
- (9) 消費税については、2019年10月に税率10%への引上げが予定されている。そのため、歳入・歳出について、2019年度同様、消費税率の引上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく反映させること。

<歳入に関する事項について>

- (1) 市税については、新たな収納に関する取り組みを検討し、引き続き徴収率の向上を図ること。
- (2) 国・都支出金については、国及び都の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設

の補助はもとより、補助制度の変更に的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。また、施策立案の段階から他団体の補助制度の活用事例を情報収集するなど、補助制度を活用した事業手法を選択し、予算案に反映させること。

ただし、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かぬようくれぐれも留意すること。

- (3) 事業の実施にあたっては、特定財源を的確に把握し予算に反映することで、一般財源の増加抑制を図ること。また特定財源の把握にあたっては、他団体で実施している財源確保策や民間等で実施している資金調達方法を参考にするなど、新たな財源確保に向け積極的に取り組むこと。

<歳出に関する事項について>

- (1) 歳出については、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。
- (2) 歳出の5割を超える児童福祉費や社会福祉費などの民生費については、今後も扶助費等の社会保障費の増加が見込まれるため、国及び都の扶助制度の動向を把握し、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、対象者数や伸び率などについて徹底した精査を行うこと。
- (3) 庁舎や学校施設などの公共施設や、道路及び橋梁などの都市インフラ施設の整備及び運営にあたっては、「町田市公共施設等総合管理計画」に基づき、以下の点について、予算案に反映すること。
 - ア 原則として施設の新設は行わず、建替えや改修を行う場合は「町田市公共施設再編計画」、「町田市公共施設改修計画」に沿い、不整合のないようにすること。
 - イ 維持管理運営の見直しや必要な点検、改修を計画的に行うことで、施設の建設から管理及び運営、そして建替えまでのトータル費用を縮減すること。
 - ウ 「町田市 PPP/PFI 手法導入にかかる優先的検討の基本方針」の策定について（通知）（2017年6月20日付）に基づき、基本構想や基本計画作成の段階から PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討すること。
 - エ 都市インフラ施設については、安全・安心の確保を最優先に維持管理を進めるとともに、単年度にかかる費用を出来る限り平準化し、財政負担の軽減を図ること。
- (4) 2016年度予算編成において、段階的に見直すとした「補助金等及び扶助費」については、引き続き見直しを行い、その結果を予算案に確実に反映させること。

また、見直しの対象とならなかったものについても、補助金等の適正な運用を図るための5原則である正当性、公平性、緊要性、有効性、責任性といった点から見

直しを行うとともに、個々の事業ごとに必要性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、見直しを行うこと。

＜特別会計に関する事項について＞

- (1) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。
- (2) 財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都支出金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。
- (3) 下水道事業会計については、2020年4月から地方公営企業法の適用を予定している。経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を達成することはもちろんのこと、地方公営企業法適用後も引き続き、コストと市民負担の関係を明確にし、適正に予算案に反映させること。